

## 足利市入札適正化委員会議事概要（平成29年度 第1回）

開催日及び場所	平成29年 7月11日（火） 午後2時00分～3時45分 足利市役所 第一委員会室	
委員	小林 康昭 委員長 森田 作雄 委員 岡本 篤典 委員 荘司 円香 委員	
審議対象期間	平成28年10月 1日～平成29年 3月31日	
抽出案件	総件数 4件	（備考） 総契約件数 126件 一般競争入札 11件 指名競争入札 114件 随意契約 1件
一般競争入札	1件	
公募型指名競争入札	0件	
指名競争入札	3件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問 と 回答 （1）入札及び契約手続きの運用状況等について ■発注工事、指名停止、談合情報、落札率一覧 （事務局より説明） ◇発言の要旨 指名停止について ●委員 指名停止の欄で、多くの業者が指名停止を受けているが、当市に関わっている業者は存在しているのか。今後、指名をすることがあるのか。 ○事務局 当市が直接関わった事案はない。富士通（株）、（株）富士通ゼネラル、日本電気（株）は、当市においても消防等の発注の関係で関わりのある業者ではある。 ●委員 11ページの No.118（社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）橋りょう定期点検業務委託その2）と No.12	

5（雨水排水施設等整備事業 基本設計業務委託）の土木関係建設コンサルタントの案件は落札率が低くなっているが、極端に落札率が低い原因には何が考えられるのか。

○事務局

単純に競争原理が働いたと考えられる。受注したいという思いが強かったと言えるのではないか。

●委員

橋りょう点検業務を受注したい業者が多いのか。

○事務局

平成28年度1回目の本委員会で、橋りょう点検業務委託は高い落札率だったが、今回の場合、指名した業者が受注したいという表れと解釈をすることである。いつ発注するかにもよるが、発注する時期が次の年度に繰越すことが明白であるなど、工期を長く設定した案件の場合、受注したいという業者は出てくると感じている。

●委員

No.117（市道大久保町87号線周辺交通量等調査業務委託）、No.118及びNo.125の業務委託は他の業務委託に対して工期を長めに設定しているということか。

○事務局

平成29年度に繰越をしていると思われる。

No.125に関してであるが、過去に本委員会でも話をした南部クリーンセンターの新焼却施設の基本構想という案件において、落札率が低く競争原理が働いていた。このような案件は、足利市でも30～40年に1回くらいしか発注がない。コンサルタント会社としては、受注する機会がないため実績になることから競争原理が働いた。新しいものをやってみたいということがあったのかもしれない。特殊な業務ということで興味を持ち競争原理が働くということも考えられる。

○事務局

No.118に関してであるが、平成29年2月20日頃の契約であり、繰越の案件である。No.125は同年3月20日頃の契約であり、同じく繰越案件となっている。

(2) 抽出事案の審議

(荘司委員より、抽出理由の説明)

① 地方創生道整備推進交付金事業 市道鹿島山下通り  
道路改良工事

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

地方創生道整備推進交付金ということは、市の予算ではなく県や国からの補助金のみで実施するというイメージか。

○事務局

補助率50パーセントで事業費に対して半分の補助をいただいで実施している。

●委員

補助事業とすると、入札業者は入札金額が高くてもよいのではという気持ちになるのではないか。

○事務局

補助事業であっても特段関係はないと考える。

●委員

交付金事業になると国の法令によるのか。

○事務局

地域再生法により地域再生計画を立て、認可されたものにこの交付金事業が活用できる。

●委員

発注の方法や検査などは国と同じ方法なのか。また、会計検査の対象なのか。

○事務局

会計検査の受検対象となる。市の予算の場合は市内部の監査があり、更に国の会計検査を受けることになる。

② 堀込町市営住宅メーターバイパスユニット設置工事

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

設計を変更する際の基準はあるのか。当初の設計図面では鋳鉄管になっていたのが、実施掘削したところ鉄管になっていたのはどうしてなのか。

○事務局

内規ではあるが、県の建築課が策定している建築工事積算

基準がある。また、こちらも県策定であるが建設工事設計変更事務処理要領があり、請負金額の30%以内であれば、設計変更できるという原則がある。本条文には但し書きがあり、施工中の工事と分離して施工することが困難な場合は除くという例外規定がある。今回の案件は分離発注が困難であると判断し設計変更での対応とした。

本工事の当初設計の時に参考にした上下水道部に提出されている書類は精度の高いものと信頼しており、水道の本管から敷地内までは铸铁管を使用しているという記述であったためそれにより設計した。

●委員

どのくらい前の工事だったのか。

○事務局

昭和59年に上下水道部に工事設計書として提出されているものがあり、その当時の図面では水道本管から敷地内への取出しは铸铁管となっている。本工事において敷地内を掘削したところで鉄管であることが確認された。そのため、どこまで鉄管であるか試掘する必要が生じ、市道まで掘ることになった。本市道は生活道路であり、掘った状態にしておくことは危険であることから、やむを得ない理由として設計変更で対応した。

●委員

昭和59年に施工した工事が铸铁管ではなく鉄管だったということに問題はないのか。

○事務局

給水装置工事の施工の際は、台帳を届出ることになっており、当時は鉄管でも可となっていた。改造がある度に施工した業者が届出ることになっているため、何回もあった中で材質の確認が足りなかったため違ってしまったということも考えられる。

●委員

埋設物の問題は土木工事のひとつの泣き所である。少しずつ規則・ルールが整備され今の状態に至っているが、昔はおおらかでずさんな状態でやってきてしまった。下水道は私の生まれる以前から使用しており、それがどうなっているかわからない。使用している方が勝手に手直ししている状態がずっと続いていて、それではいけないということから台帳を整備したが、台帳を基に掘削したら全然違ってい

たということはある。台帳の作成が例えば平成元年だとすると、セットした（埋設した）のは昭和20年代ということもある。それは仕方のないことで、今あるもので工事をやりましょう、ということにしないと何もできない。図面よりも必ず埋設物は多くなっている。少ないということはない。業者も承知の上で恐々と仕事をしている。埋設物が発見されると、写真を撮って監督員に確認してもらい、その分設計変更と、これは工事のひとつの泣き所。昔のつけが今まわってきている。

●委員

今回は例外とのことだが、変更額の場合は競争原理が働かないだろう。46.46%の120万円という金額は施工業者が試算したものか、それとも改めて発注者が試算し、施工業者とすり合わせるのか。

○事務局

すり合わせはしない。変更内容が決定したら、発注者が独自に設計し、積算している。それに請負率をかけて、変更契約の金額を算出している。

●委員

総価契約で契約の時、単価の内訳も参考に提出させるのか。

○事務局

提出はさせていない。入札執行後に発注者側の単価を知りたいということであれば、情報開示請求により開示している。

●委員

一応参考程度に参考内訳があり、業者と発注者で参考程度に情報を共有しているため設計変更につけこんでということとはできない。

○事務局

発注者も現状を確認しどこまで取り換えるか把握をしているため、それに基づいた数量変更をして設計変更をしている。

●委員

設計変更の金額の折り合いをつけるのは厄介ではないか。

○事務局

埋設物はここにあるはずのものが別の場所に埋まっているということが多いもので、図面を信用して掘ったが、結局はなかった。その横を掘っていくというように掘る土量が

違ってきてしまうため、その分設計変更してあげないと業者もその分の手間賃が必要になってくる。やたらに掘って、NTT の回線を切断してしまうと大きな保証の額になりかねないため、慎重に掘らなければならない。

●委員

国の方でも埋設物の見える化プロジェクトということで、公道の下を見える化しようと、データ整理をしている。JACIC でやろうとしている。全国的な悩みであり、設計変更に関しても埋設物での変更が大きいことから国土交通省もやらなければならないということである。

③ 足利市土地利用現状調査等業務委託

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

当初の方針を変更した、あるいは追加したということか。

○事務局

追加をしたものである。当初、市街化調整区域の小学校周辺の土地利用調査を行う予定であったが、それ以外にも先行して道路整備等を行えば、宅地開発において民間が参入できることから、それが可能な地域の調査も併せて行った方が足利の目指している定住人口の増加策に合うと判断し、調査を追加した。

●委員

別途調査とするより追加調査とする方が結果として安くなるのか。

○事務局

先行して実施した調査に基づく事前準備が利用できることから、追加調査の方が安価になると考えられ、適切に積算し、内容を検討した結果、安価であるため変更で対応した。

●委員

調査をしている途中において追加するということもある。

○事務局

本来は最初からということであるが、実際やりながらわかってくる部分がある。

④ 地方創生道整備推進交付金事業 市道江川利保通り  
地質調査業務委託

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

5者を選定する基準は決まっているか。県内本店業者は、11者あるということだが、足利の基準には「5者以上」となっているが5者に絞らないといけないのか。なるべくたくさんの業者が入札に参加できた方が、競争が起きやすいがそこから絞らないといけない理由があるのか。

○事務局

金額で指名業者数が決まっており、規定数以上で実施している。11者あるからすべての地質調査業者を指名するとはしていない。どのように5者を選定するかだが、足利市の地質調査の受注経験のある業者を中心に選定している。

●委員

過去に足利市の発注を受けた業者が5者しかいないわけではないと思うが、5者を選定するにあたり、例えば評価の基準が高いところから5者選定しているわけではなく、適当にランダムに選定しているのか。

○事務局

信頼のおける業者に頼みたいということがあるため、今まで受注経験があっても信頼性という点において、事業課の中で今までの実績を考慮し、信頼がおけると判断して指名している。

●委員

足利市で選別しているということか。

○事務局

事業課で指名の案を作成している。

●委員

特に選定にあたっての基準は細かくは定められていないのか。

○事務局

過去の点数評価の上位者から金額による基準では選定していない。

●委員

本日の抽出案件1件目も交付金事業で土木工事、4件目も交付金事業で地質調査、交付金事業にあてはまるものはどういう範囲まであるのか。

○事務局

	<p>以前は国庫補助事業ということで一つであったが、現在に至るまで補助事業名を変えていく中で、今回は地方創生道整備推進交付金という種類の中で調査費まで補助対象となる。この後、この事業案件では橋梁、道路を築造していくことになる。今回は当該路線が全て交付金対象になるという認定をとっている。</p> <p>地方創生道整備推進交付金という事業で、改良事業を実施しているところは4路線あり、林道整備も1路線実施している。これらの事業は地域再生法に基づいて認定を取り、補助事業として実施している。</p> <p>●委員 概ね認定されるのか。</p> <p>○事務局 概ねだが、要望額に対して100%ではない。去年は35%しか採択されなかった。平成29年度は6割程度である。</p> <p>●委員 100%欲しいが、こちらも半分用意しないと行かないので大変であろう。本案件は、工事概要でボーリング2本、何メートルと指定しているのか。</p> <p>○事務局 橋りょう工事を予定しており、一級河川の名草川の左岸右岸1か所ずつ橋台の基礎を確認するための地質調査である。</p> <p>●委員 だいたい洪積層から岩盤から大雑把にわかるのか。</p> <p>○事務局 想定して発注するわけだが、支持地盤となるN値の基準があり、5m以上続かないと橋台としての基礎地盤にならないため、その基準はN値30以上が5m必要であり、その地層が確認できるまで調査する。そのため実際のボーリング長は伸びることが多い。</p>
<p>委員会による意見具申又は報告の内容</p>	<p>抽出事案の入札関係の業務は概ね適正に執行されていたと判断できるが、指名業者選定について合理的基準があるとよい。また、変更契約において当初の設計とあまりにも誤差がないように事前に配慮いただきたい。</p>